

平成16年1月30日

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース創刊号 1

[事務局] 北海道立消費生活センター
(社)北海道消費者協会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟2階
Tel 011-221-0110 Fax 011-221-4210
Homepage <http://www.syouhisya.or.jp>

消費者被害の未然防止のために！ 「消費者被害防止ネットワーク」が設立

平成15年12月17日に道立消費生活センターくらしの教室で、社会福祉関係団体や学校関係団体及び行政機関などで構成する「北海道消費者被害防止ネットワーク」の設立総会が開催され、全会一致で承認されました。

不景気からなかなか抜け出せない世相を反映して、全国的に悪質商法や架空請求などによる被害が多発しております。

特に、お年寄りなどをターゲットにして、悪質な訪問販売業者が高額な商品を次々と契約させる次々販売や若年者に対して携帯電話やインターネットの有料情報料の支払いを脅迫的な文面で送りつける架空請求、さらに契約目的を隠して言葉巧みに近付き高額な宝飾品や化粧品などの契約をさせるアポイントメントセールスなどの被害も増加しております。

また、最近では、「おれおれ詐欺」が社会問題となっておりますが、この被害の場合、もし金融機関の方が身近にいる方が、ひと声掛けていたら防げたのではないかと思うと大変残念な気がいたします。

こうした悪質商法や詐欺的な手口から高齢者や若年者を守っていくためには、地域社会や学校ぐるみで監視したり、声を掛け合うなど社会全体でフォローする仕組みが求められます。消費者被害防止ネットワークは、構成団体のこうした思いが一致して設立されました。

ネットワークの事務局は、道庁、道警、道立消費生活センターの3者が幹事を担当します。今後、ネットワークニュースやセミナーなどを通じて消費生活に関する情報を積極的に発信して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

また、このネットワークの実効性をより高めるために、地域版のネットワークを立ち上げ、網の目を細かくして監視を強化していく必要があります。この取組みが各地域で広がっていくことを期待しています。

北海道警察本部警察相談課より

北海道警察本部警察相談課は、下記の内容を各警察署、交番、駐在所に通知しています。何かありましたら、お気軽にご相談下さい。

関係機関・団体との連携でネットワーク構築を

北海道警察本部は、昨年12月17日、北海道及び北海道立消費生活センターと連携し、ネットワークを構築しましたので、連絡します。

各警察署にあっては、今後、管内における本ネットワーク構成機関・団体の下部組織等により同様ネットワークが構築された場合には、構成機関としての参加と所要の活動をお願いします。

各警察署における具体的な活動要領

- (1) ヤミ金融や悪質商法等の事案に関する相談を適切に受理し、処理（指導・助言・警告・検挙）すること。
- (2) ネットワークを構成する関係機関等がおこなう消費者教育・啓発活動を支援すること。
- (3) その他消費者被害防止のため、必要と認められる活動を支援すること。

北海道環境生活部消費生活室より

ホームページ「北海道の消費生活」をご覧ください

次ページのような相談事例やくらしのアドバイス、物価情報など消費生活に関する情報がご覧になれます。アドレスは
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/syouhi/toppage.html>
です。

また、北海道のホームページの「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課」や「リンクページ（「道の機関」）からもご覧になれるほか、「道立消費生活センター」、「北海道の消費生活」などのキーワードを入力して検索することもできます。

特定商取引法に係る指定役務が追加されました

特定商取引法の「特定継続的役務提供取引」に、従来からの4業種に加えてパソコン教室と結婚相手紹介サービスの2業種が追加され、今年1月1日から8日間のクーリング・オフができるようになりました。

なお、従来から指定されている役務4業種は、エステティックサービス、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、です。

気をつけよう！布団の次々販売

相談事例

近くに住んでいる76歳の義母が、12月末に突然訪ねて来て「正月が迎えられないのでお金を貸してほしい！」と言い出し、持ってきた契約書を見せられた。

話を聞くと、8月から布団の業者が次々訪ねて来て、「要らない！」と断っているのに強引に売りつけられ、その結果、布団の支払も生活もできなくなってしまった！とのことである。

契約書などを確認すると、5業者から9回も売りつけられており、購入金額の総額は現金払いを含め、約900万円にもなっている。どうしたらよいか？

[長男の嫁より]

覚えておきましょう！クーリング・オフの8日間

特定商取引法では、訪問販売で商品を購入したり、工事の契約をして工事が完了していても、契約書面を受け取ってから8日以内（3000円未満の現金払いは対象外）であれば、無条件で解約できることになっています。

クーリング・オフの手続きは書面で！

クーリング・オフの手続きは、書面が原則です！！電話での「解約申し出」は説得させられたり、聞いていないなどのトラブルの原因になりますので絶対やめましょう！

クーリング・オフの書面は「配達記録郵便」で出しましょう！

書面は、ハガキに必要事項を明記し、裏・表をコピーし、「配達記録郵便」で出し、コピーは保存しておきましょう。詳しくはお近くの相談窓口へ相談しましょう！

注意点

みんなで守ろう高齢者の悪質商法被害！

話を聞いてやろうは絶対危険。知らない人は家に入れない！

もし契約させられたらすぐ相談。クーリング・オフで8日以内に即、解約！

絶対、知らない人には印鑑を預けたり、預金通帳を見せない！

多少身に覚えがあっても不当な請求には応じないようにしましょう！

相談事例

「知らない人から『面白いサイトがあるよ。以下のサイトをクリックしてね・・・』というメールが携帯に入った。クリックしてみたら、出会い系サイトだった。『今なら2時間無料で使い放題』と書いてあったので1時間くらい利用した。

1か月ほどしたら電話が来て『サイト利用料7万円、1か月分の延滞料5万円、登録料3万円。明日までに支払わないと自宅に回収に行く』と言われた。登録料なんて聞いてないし、無料だというから利用した。それに『延滞』というがそれまで一度も請求されたことがない。払わなければならないか。

このようなケースでは、悪質事業者が全く無差別に何らかの方法で入手した名簿を使って請求している場合が数多くありますので、正当な請求なのか疑ってみる必要があります。

仮に出会い系サイトの利用と請求が本当に関連があるものだとしても、「無料」の範囲内で利用したのであれば、「利用料」を支払う必要は全くありません。

うっかり「有料サービス」に入ってしまうような画面設定（「有料」の文字がすぐに読めない。有料の契約承諾であることを消費者に確認する措置を講じていない。）になっている場合には、契約は無効ですから支払う必要はありません。登録料も同様です。

万が一「有料の契約が成立している」場合であっても、延滞料は法令で制限されていますので、相談のような高率の延滞料は支払う必要はありません。（事前に延滞料について約束がなされていない場合には延滞料は法定利率（年5%、法人事業者なら年6%）になりますし、事前に延滞料の約束がある場合であっても年14.6%を超える部分は無効です。相談の事例では、延滞料は多くても月1,200円程度（法定利率なら500円以下）。

注意点

身に覚えのない請求はもちろん無視しましょう。

多少身に覚えがあっても冷静に考え、まず疑ってみましょう。

悪質業者にお金を支払うことは次の被害の発生を助長することにつながります。

決して不当請求業者にこれ以上個人情報をお教えないようにしましょう。